



## 認可外保育施設利用者に対する保育料補助について

## 目次

認証保育所負担軽減	1ページ	幼児教育・保育無償化 ※非課税世帯対象	3ページ中段
無認可保育施設負担軽減	2ページ	保育の必要性認定について	3ページ下段
保育室・保育ママ負担軽減	3ページ上段	担当連絡先	3ページ末尾

### 認証保育所ご利用者あて 保育料負担軽減補助

#### 【補助要件】 ※次の①～④のすべてに該当する方です。

- ①各月の初日に区内在住の方
- ②東京都が認証する認証保育所と月48時間以上の月極利用契約を結んでいること（区外施設も対象）
- ③区の定めた保育料等算定区市町村民税所得割課税額を超えないこと
- ④月極契約保育料を納入していること

#### 【補助金額】 第1子のお子さま



下記（別表1）の通り、世帯の課税額の階層により決定します。  
（4月～8月分は前年度分、9月～3月分は現年度分の税額）

(別表1) 負担軽減補助金

保育料等算定区市町村民税所得割課税額 （お子さんと生計を同一にしている家族全員分）	階層	補助金額（月額）	
		認定あり	認定なし
保育料等算定区市町村民税所得割課税額（均等割のみ課税世帯）から202,000円未満の世帯	A1	40,000円	25,000円
202,000円以上250,000円未満の世帯	A2	35,000円	15,000円
250,000円以上295,000円未満の世帯	B1	25,000円	10,000円
295,000円以上340,000円未満の世帯	C	20,000円	0円
340,000円以上445,000円未満の世帯	D	10,000円	
445,000円以上570,000円未満の世帯	E	5,000円	
570,000円以上の世帯	F	0円	

#### 【補助金額】第2子以降のお子さま



##### 《令和5年4月～9月》

負担軽減補助金（上記（別表1））と多子世帯支援（下記（別表2））の金額を合算した金額を支給します。

※ただし、住民税非課税世帯の場合は多子世帯支援対象外です。

##### （別表2）多子世帯支援

子順	補助金額（月額）
第2子	14,000円
第3子以降	27,000円

##### 《令和5年10月以降》

「負担軽減補助」所得階層による算定を撤廃し、第2子以降は一律以下の補助金額となります。下記（別表3）

※ただし、保育の必要性認定の有無によって、金額が異なります。

※ただし、住民税非課税世帯の場合は多子世帯支援対象外です。

##### （別表3）

子順	補助金種別	補助金額（月額）	
		認定あり	認定なし
第2子以降	負担軽減補助	40,000円	25,000円
	多子世帯支援	27,000円	27,000円
合計		67,000円	52,000円

★住民税非課税世帯で保育の必要性の認定をお持ちの場合は、3ページの「2 幼児教育・保育無償化」をご覧ください。

区 HP はこちらをご参照ください  
（ページ番号：181837）



認定の取得  
については3ページ  
下段をご覧ください

## 無認可保育施設ご利用者あて 保育料負担軽減補助



### 【 補助要件 】

#### (1) 補助世帯

**利用者支援**の補助を受けられる方 ※以下の①～④の全てを満たす世帯 かつ **ベビーホテル・その他施設**をご利用の方

- ①各月の初日に区内在住であり、0歳児～2歳児クラスであること
- ②区の認可保育園等の入園申込みを行い、**入園待機（入園待機となった月から）**となっていること
- ③補助対象施設に在籍し、**月160時間以上の月極め契約**を結んでいること
- ④無認可保育施設の保育料を滞納していないこと

**多子世帯支援**の補助を受けられる方 ※以下の①～③の全てを満たす世帯（企業主導型保育事業は②は不要）

- ①各月の初日に区内在住であり、**第2子以降**のお子さま
- ②保育の必要性の判定を判定する、**教育・保育給付認定（2号・3号）**を受けていること
- ③無認可保育料を滞納していないこと

#### (2) 補助対象施設（区外施設も対象）

各都道府県等に、認可外保育施設として設置を届出している施設のうち、

**認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書が発行されている施設**

※利用者支援の対象施設は「ベビーホテル」または「その他」として設置を届出している施設に限る

※居室訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）、病児・病後児施設、認証保育所、保育室、保育ママは除く

☆世田谷区内の施設については、区 HP（ページ番号：185252）を参照ください

☆保育の必要性の**認定（2号・3号）**については、区 HP（ページ番号：180271）を参照ください

### 【 補助金額 】

☆ベビーホテル・その他施設をご利用の方⇒**利用者支援**と**多子世帯支援**（第2子以降のみ該当）の合算金額

☆事業所内・院内保育施設、企業主導型保育施設をご利用の方⇒**多子世帯支援**の金額

(別表1) 負担軽減補助金

保育料等算定区市町村民税所得割課税額 (お子さんと生計を同一にしている家族全員分)	階層	利用者支援 (月額)
保育料等算定区市町村民税所得割課税額0円（均等割のみ課税世帯）から202,000円未満の世帯	A 1	40,000円
202,000円以上250,000円未満の世帯	A 2	35,000円
250,000円以上295,000円未満の世帯	B 1	25,000円
295,000円以上340,000円未満の世帯	C	20,000円
340,000円以上445,000円未満の世帯	D	10,000円
445,000円以上570,000円未満の世帯	E	5,000円
570,000円以上の世帯	F	0円

(別表4) 多子世帯支援

《令和5年4月～9月》

《令和5年10月以降》

施設種別	保育の 必要性認定	子順	多子世帯支援 (月額)	子順	多子世帯支援 (月額)
ベビーホテル その他	<b>必要</b>	第2子	14,000円	<b>第2子以降</b>	<b>27,000円</b>
		第3子以降	27,000円		
事業所内・院内 保育施設	<b>必要</b>	第2子	13,000円	<b>第2子以降</b>	<b>25,000円</b>
		第3子以降	25,000円		
企業主導型 保育事業		第2子	13,000円	<b>第2子以降</b>	<b>25,000円</b>
		第3子以降	25,000円		

## 保育室・保育ママ利用者あて 保育料負担軽減補助

区 HP もご確認ください。  
(ページ番号 : 181849)



【 補助要件 】 ※次の①～④のすべてに該当する方です。

- ①区内在住の方
- ②当該年度に、区内の「保育室」、「保育ママ」に、お子さんを預けていること
- ③区の定めた保育料等算定区市町村民税所得割課税額を超えていないこと
- ④保育料を納入していること

【 補助金額 】

各施設の**基本保育料** (保育室 : 45,000 円、保育ママ : 25,000 円) と**認可保育園等の保育料との差額**を補助します。(利用世帯ごとに4月分～8月分は前年度分、9月～3月分は現年度分の保育料等算定区市町村民税所得割額の階層により決定します。)

☆令和5年10月より、第2子以降は保育料の満額を補助し、無償化します。

## 2 幼児教育・保育無償化 (住民税非課税世帯かつ保育の必要性認定を受けている方)

【 要件 】

- (1) 対象児童 : 住民税非課税世帯かつ保育の必要性の認定を受けていること
- (2) 対象施設・事業 ※企業主導型保育事業および保育ママは対象外です。  
以下の①、②を満たす認可外保育施設および居宅訪問型事業(いわゆるベビーシッター)、または、①を満たす病児・病後児保育、一時預かり事業 (ほっとステイ事業含む)、ファミリー・サポートセンター事業

無償化の詳細については  
区 HP もご確認ください。  
(ページ番号 : 181718)



- ① 幼児教育・保育無償化の対象施設であること
- ② 認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書が発行されている施設であること

【 金額 】

※補助金額が保育料の月額より高い場合は、保育料の月額が補助金額となります。

※一時預かり事業、病児病後児、ファミサポ、ベビーシッターは**上乗せ対象外**です。また、年度を遡っての請求の場合は、**上乗せ補助の給付はいたしません**。

クラス年齢	国補助	都上乗せ補助	合計補助額
0～2歳児クラス年齢	42,000円	25,000円	67,000円

## 3 保育の必要性の認定について

必要書類等詳細は区 HP  
(ページ番号 : 180271)  
をご参照ください



【概要】

お子さんの保護者全員について、月48時間以上の就労など、「**保育を必要とする事由＝日中保護者がお子さんの面倒を見ることのできない理由**」があることを区で確認し、認定を行う手続きのことです。

(転居により居住市区町村が変わる場合は、それぞれの市区町村で手続きが必要となります)

【手続きについて】

申請書及び「日中保護者がお子さんの面倒を見ることのできない理由」を示す書類を区にご提出いただけます。詳細は区ホームページでご確認ください。

【現況確認について】

7月頃に、認定をお持ちの方の更新手続き書類をお送りしております。提出がない場合、認定が切れてしまうのでご注意ください。

★補助金の申請手続等詳細に関しては、世田谷区ホームページにてお知らせしています。(以下参照)

★世帯の補助金額は通知にてお知らせいたします。お電話等ではお答えできません。

問い合わせ先

154-8504

世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

保育認定・調整課 認可外保育施設担当 TEL : 03-5432-2313 FAX : 03-5432-3018

よろしく願います

